

長期展望小委員会報告

昭和54年1月

国民生活審議会長期展望小委員会

編集部 注 以下は抜粋である。

*

目 次

序

第 章 国民生活の現状と新しい動き

第 幸 国民生活の展望の前提

第 章 21世紀へ向かって

第 章 21世紀の国民生活像

おわりに

*

第 章 国民生活の現状と新しい動き

第8節 福祉

1 福祉の充実

(77) 福祉は、産業化の進展に伴って変遷してきた。

産業化の初期の段階では、地域共同体や家族から離れて都市の工場労働者となった人々が、低賃金と過酷な労働条件の下で身体を疲弊し、働けなくなると再びクニに帰るといったパターンをとることが多く、地縁、血縁による相互扶助の機能に依存しつつ、産業化は進展していった。

戦前における福祉制度は、わが国の経済力が十分でなかったこともあり、産業化に伴い発生した貧困層の増大等の社会的矛盾に対する彌縫策又は労働力維持のための施策という色彩が強かった。それは困窮に陥った者を事後になって救済する救済政策、慈善的救済策が中心であり、人間尊重という観点からは極めて不十分なものであった。

(78) 戦後、新憲法の下で、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が基本的人権として保障され、福祉の方向が基本的に定められた。

しかし、戦後になってもすぐに福祉の内容が

大きく前進したわけではない。終戦直後は、経済自立、復興が第一義とされ、福祉政策は戦争により窮乏化した人々の救済を主眼として推移した。ようやく、昭和30年代の高度経済成長期に入って経済力の向上に伴い、福祉制度は絶対的な困窮に陥ることを未然に防ぐ防貧政策へと前進し、低所得者を対象とする施策が中心となって展開された。昭和40年代には経済の持続的成長を背景に、30年後半に成立した国民皆保険年金を始めとする今日の福祉の制度的枠組みが整備され、その水準も逐年充実が進められた。

(79) 今日、福祉制度は所得に応じて拠出された資金と一般財源の資金によって運営されており、これを通じて所得の再配分が行われている。その再配分所得の比重は先進国としては低い方であるが、所得の再配分の効果はかなり上がっている。国民の大部分が自らを中流と意識しているという事実は、戦後の経済民主化による資産格差の是正や身分制度の廃止とともに、高度成長による所得水準の一般的上昇の過程で、負担感の増大を伴わずに短時間のうちに福祉制度の充実と分配の平等化が進められた結果によるも

のと言えよう。

現在では福祉制度は、経済活動を維持するための手段的位置づけ又は補完的位置づけがら脱皮し、豊かな社会における新たな福祉ニーズに対する新たな対応が必要とされており、福祉社会の形成を達成するための新しい福祉の在り方が模索されるようになってきている。

2 福祉における問題点

(80) 我が国の福祉は、制度の枠組みとしてほぼ整ったが、問題がすべて解決されたわけではない。

例えば、年金制度については、制度の発足時に加入資格年齢を超えていたり、加入できてもその期間が短かかったりして、低額の経過的年金に甘んじざるを得ない人々が年金受給者の過半を占めている。

これは我が国の年金制度が未成熟であるための過渡的問題ではあるが、防貧政策としての初期の効果を挙げるためには、これらの人々に対する年金給付の改善が必要であろう。

1977年（昭和52年）現在で生活保護を受けている世帯の約32%が高齢者世帯で占められているが、老齢による稼働能力の低下に見合った年金の給付改善が行われれば、大幅に減少することとなる。

また、医療保険の分野でも、入院加療を要する場合、保険でカバーできない付添い費や、差額ベッド代の支払いなどが患者の過度の負担となる一方、軽度の病気について保険の過剰利用が見られるなど、制度が果たすべき本来の機能が十分に働いていないと考えられる点がある。このため、傷病による稼働収入の減少と相まって、生活保護の開始理由に「傷病」に帰因するケースが、1977年（昭和52年）現在で約74%を占めている。

これらのことは、現在なお防貧レベルの福祉の充実が依然必要なことを物語っている。

更に、医療供給体制についても、医療需要が増大し、質的にも多様化する一方、人的・物的な医療資源には限界があり、そのギャップによる問題が生じている。医療資源を効率的に活用し、人々のニーズに適切に対応しうる計画的か

つ体系的な医療供給体制の整備が現在大きな課題となっている。

(81) また、老人医療の無料化に伴う病時の老人ホーム化や医療保険制度における90%バルクライン方式の薬価基準方式と「出来高制」の支払制度が結びついた薬剤の過剰投与の問題などが生じている。これは各人の合理的な行動が社会全体にとって福祉の浪費と公正の歪みをもたらしていることを示しており、福祉制度に市場メカニズムに見られるような調和のシステムを組み込むことの必要性を物語っている。

(82) 更に、それぞれの発足理由と経緯を持って運営されてきたため、同一の目的を持つ福祉制度が異なる内容となっているものがある。例えば、公的年金間格差、公的医療保険間の格差等のいわば福祉制度における重層構造は公正の見地から改善が図られる必要がある。

また企業によって担われてきた福祉の役割は否定されるべきものではないが、企業間格差による不平等については、公共政策の適切な運営によって是正を図ることが求められる。

(83) 他方で、高度経済成長下で税の自然増収によって、求められるままに福祉拡大が行われたこともあり、このようないわゆるバラマキ福祉は、単に財政の見地からでなく、福祉における公私の役割分担の在り方など福祉に関する基本的考え方に関する論議を引き起こした。

(84) 以上のように、本来的に福祉制度に期待される基礎的ニーズの充足やその体制に不十分性が見られる。一方、ニーズの弱い福祉需要が過剰に充足されていることは、制度的に改善すべき点があることを示しているといえよう。

（福祉に対する日本人の意識）

(85) 福祉をめぐる問題は、従来の福祉制度の個別的、補完的性格とともに福祉に対する日本人の意識と制度とのギャップがその要因として大きいと考えられる。封建時代以来、我が国では家父長的恩情主義が社会を支配してきたが、こういった考え方は、今なお人々の意識に根強く生きており、福祉についてもその例外ではなく、欧米流の福祉を支えている権利義務意識は薄い。受益者側には、受益に伴う負担という明確な義務意識が希薄であり、行政に対して不明確

で無限定な期待感がある。行政側にもこのような受益者側の意識と要求の妥当性について十分な検討を行う態度に欠ける面も見られる。いわゆるパラマキ福祉にこのような傾向が顕著に現われている。

他方で、欧米に比して低い生活保護の保護率は保護の要件には該当しても保護を申請しない人々が多いためであると言われている。たとえ貧困に陥っても生活保護だけは受けたくないという意識が強く、これは自助の精神によるものという側面と同時に権利義務意識の希薄さを物語っている側面とがあると言えよう。

(公的福祉)

(86) 現在福祉については、国、地方公共団体と企業が主要な役割を果たしているが、企業による福祉はあくまで従業員対策であること、都市への人口集中の中で地域的連帯がなかなか育たなかったことあるいは核家族化が相互扶助機能を極度に弱めていること等が、公的福祉に対する期待とその役割をますます大きくしている。このことは同時に、公的福祉に対する明確な負担意識を欠いた期待感が先行すれば、相互扶助の実感を失った制度の拡大と人々の依存心の肥大化をもたらすおそれを含んでいると言えよう。

3 新しい方向

(87) 経済が高度成長から安定成長へと移行しつつある中で、国や地方公共団体とも福祉財源の確保の限界について認識を深め、財政審議会や地方公共団体の首長から時を同じくして福祉見直

し論が提唱された。現在、福祉について前向きに見直されるべき点は次のようなものである。

第1に、福祉政策は財政至上主義の見地から時の財政状況によって変動があってよいものではないが、常にその有効性が検証されなくてはならない。

第2に、福祉は社会システムのパフォーマンスを高めるものでなくてはならない。このため、福祉についての公私の役割分担と相互補完・協力の在り方を明確にすることが、活力ある福祉社会を実現するために必要である。

第3に、今後、人口の急速な高齢化につれて、年金受給者の激増、老人医療費の増大等による社会保障の負担は急激な増大が予想されるので、長期的な観点に立った合理的な負担の在り方を明らかにする必要がある。

第4に、限られた財源を福祉に有効に活用するため、福祉政策の効率化、整合化、統合化によるその総合化(インテグレーション)が必要である。

第5に、福祉の目的をより高次化する必要がある。すなわち、高次の福祉とは、援助を必要とする一部の人々だけでなく、国民を包含する福祉の改善を目的とすることであり、所得だけでなく、住宅や居住環境等の不平等を是正しつつ、我が国独自の風土、伝統、国民性を踏まえた快適な質の高い国民生活を実現することにある。

第 章 21世紀の国民生活像

第1節 21世紀の国民生活像

6 福祉

(福祉の在り方)

(47) 21世紀においては、年金制度の成熟等基本的な福祉制度の充実が果たされていよう。しかし、人々は所得の確保のみならず、生活の充実、生活の質の向上を志向し、これに伴い、福祉の在り方についても新しい高次の展開が求められているであろう。

産業化の過程で家族機能の弱体化、地域共同体の崩壊や生活時間の多くを労働に費さざるを得なかったという状況があったことのため、本来人々によって主体的に担われることが望ましいものについても公的役割が果たしてきたという面があった。

21世紀における我が国の福祉は、公的役割によるのみ行うことには多くの困難と弊害があるため、人々の福祉に対する主体的な努力がこれまで以上に望まれるであろう。すなわち、21

世紀の我が国社会は高齢者社会であり、年金、医療、福祉サービス等の各分野において、福祉に対する需要の激増が確実であり、これを公的部門によってのみ対処すれば、人々に多大の費用負担を負わせることになる。また、公的福祉の拡大が単に国からの受益としてのみ受けとられ、福祉のただ乗り現象を生じさせるおそれもある。このようなおそれが現実化すれば、社会の活力が低下し、社会の存立基盤そのものを危うくする状態が招来されるであろう。

(48) 福祉は、人々の互いに助け合う精神に支えられてこそ活性化される。

経済的な豊かさの達成により、人々の意識は生活中心志向を強め、自由時間等の活用を通じて、生活の充実を求めるようになる。その中で、人々は日常生活の基盤となる家族や地域社会を重視することとなる。

人々は、核家族が失った家族の相互扶助機能の重要性に気付き、住宅事情の改善を通じ、世代同居や近親者が隣近所に住むことにより、近親者ならではの暖い助け合いの暮らしを求めるであろう。

また、地域に住む一人一人の自立と連帯による新しいコミュニティを人々は協力し合って作っていくであろう。その中で、社会的にハンディキャップを負っている人々を隔離し、特別視するのではなく、そういう人々ができる限り日常的にノーマルな生活ができるように援助することが人間的な福祉であるという考え方（ノーマライゼーション）が定着しよう。このようなコミュニティ形成を通じて、人々は日常の生活における豊かな人間関係を育くみ、助け合いの精神に基づくボランティア活動が福祉サービスの重要な役割を担うことになるだろう。

(自助精神の高まり)

(49) 人々は、自己の生活は自己の労働によって支えることが、自らの生を意味づける上においても、社会の健全性を保ち、発展させる上でも基本的に重要であることを知っている。

多くの人々は、労働を通じて自己と社会を実感し、年をとっても働く意欲を持っている。このような意欲に応えるため、高齢者にふさわしい労働の開発や労働意欲を尊重し、刺激するよ

うな部分年金分部分雇用などの施策が求められるであろう。高齢者のみならず、働く能力と意志を有する身障者、母子家庭の母等に対しても手当を支給するよりは、むしろ、雇用機会を確保することの方が、生きがいや自立による充実感を得ることにつながり、より人間的であり、社会全体の活力の維持にとってもプラスに働くという考え方が強まるであろう。

(新しい福祉政策)

(50) 所得の再配分政策は、その限界を超えると、人々の労働意欲を減退させ、社会の自由と効率を損うことになりやすい。社会の平等と公正が社会の自由と効率を損わない形で所得の分配の公正を進める方法として従業員持株制、持家の助成等による資産の再配分を進めるストック再分配型の福祉政策が展開されよう。これは人々の自助精神による資産形成意欲を援助することになる。

更に、所得移転による福祉だけでなく、教育、医療はもとより、住環境、文化など、生活の質の面での資源の最適配分と分配の公正を進めるための政策が重視されることとなる。

また、社会を形成する人々の自発的な福祉活動を助長し、政策間の整合性や有機的連関の確保を通じ、人間的な福祉の実現と財源の有効活用を図ることを内容とする福祉政策の総合化、総合的な福祉政策を実施することによって社会的統合が促進されるであろう。

このような考え方に立って福祉制度と費用負担を改善していくならば、高い経済成長がなくとも福祉の改善を進めていくことは決して不可能ではないであろう。

(地方分権)

(51) 福祉政策の展開において、全国的に一律で公平な内容であるべき所得保障等の政策はナショナルミニマムとして国が責任を持って行うが、きめ細かな福祉サービスや生活環境の整備、アメニティの確保は地域特性や地域住民のニーズを反映したものであるべきであり、このような福祉政策を実施するために、住民参加を踏まえた地方分権化が進むことになる。

地方分権化によって福祉における地方自治体の役割を強化することは、福祉の受け手と出し

手の距離を短かくし、福祉サービスの負担給付関係をより確かなフィードバックの関係で結びつけ、受益者意識を変え、福祉サービスの有効性を高めることにもなるだろう。

勿論、地方分権化を進める上で、平均所得や年齢構成あるいは財政力等についての地方間の格差を是正するため、行政区画の見直し、地方の自主財源の確保等について十分な検討が行われよう。

(民間活力の役割)

(52) 21世紀の社会において、地域、企業等を始め、社会集団の福祉機能が依然として重視されるであろう。

人々は、集団内の相互扶助を通じ、より良い人間関係を志向するであろう。

勿論、集団間の是正されることが望ましい格差は適正な公共政策の運営により改善が進められるであろう。

一方、福祉は従来、産業としての成立が遅れていたが、より豊かな生活の実現とともに福祉産業が成長するであろう。老後保障等を始めとする各種の民間保険、老人ケアサービス、ホームヘルパーサービス、老人マンション等がより高次の福祉サービスを人々に提供することになる。

(福祉社会)

(53) このように、21世紀の社会では、福祉は社会の活力を十分に生かし、個人の自由や自主性を損わず、平等と公正を確保することを中心に構成されるようになる。

社会を構成する各主体は、それぞれに積極的な役割を果たすことが求められるだろう。

個人には人間の尊厳と自由を核として快適な生活の実現への努力が求められ、市場には効率を旨とした活力を維持する努力が、また、国や地方公共団体には各人が自由や自主性を発揮できるよう条件整備を行い、そこに至らない人々を支援する役割を担うとともに、各人の間の利害調整を円滑に行う原理を示し、それを行う参加と調整の場を整える役割が求められよう。

このような個人、市場、公共部門の役割を通じて人々の自由と平等を的確に仕分け、調和させ、効率と公正を矛盾なく共有できる原理(ソー

シャル・ミニマムの保障)こそが、広い意味の福祉の原理である。そのような原理に基づく福祉の確立によって初めて、人々の合意を得た福祉社会が築かれるであろう。

第2節 実現のために

1 個人と社会

(来るべき社会)

(59) 来るべき社会における国民生活の目標は、厳しい制約条件の中で産業化によってもたらされた豊かさを確保し、維持しつつ、その弊害を除去し、人々の自己実現欲求を可能な限り満たせる人間味あふれる社会の実現である。

しかし、このような社会は、前章で述べたように、産業化とこれに対抗する抗産業化の諸価値体系、諸組織、諸社会的運動の拮抗の上のきわどいバランスの上に成り立つものであり、場合によっては、いずれかの悪い面が強く現われる社会になりかねない。したがって、人々の的確な判断とそれに基づいて行われる計画によって、産業化の良き面である高度の技術及び活力と抗産業主義が求める自然及び人間性の復活とが結合した社会を実現していくことがこれからの課題である。それは正に、産業社会の魅力と田園の自然の魅力を両立させる社会であり、産業化というテーゼと抗産業化というアンチ・テーゼをより高次の次元で総合化した社会といえよう。それは、また、自由であり、かつ公正な社会を実現することでもある。

(個人と社会)

(60) いかなる人々が社会を構成しているかは社会を決定する大きな要因であり、21世紀の社会も、個人の自主努力とそれを支える社会システムの整備によって初めて実現する社会である。すなわち、一人一人がまず経済的に自立し、かつ利害や周囲の状況に主体的に対応する個人として確立されることが必要である。

それはまた、自己の権利と義務の認識の上立った自由の確保にとって必要な条件である。

このような個人がそれぞれ独自の目標を追いながらも、自己と社会の係わり合いを認識し、自立と連帯の精神に根ざした社会的行動を選択することによって、人々は歴史を自らのものに

することができる。しかし、個人の努力だけでは、上記のような望ましい社会は生まれない。個人の確立のためには、社会が個人に対してそれを可能にするような条件を整備していなくてはならないのは当然であろう。個人が自らの努力によって生活に必要な資産を持ち、自らの生活設計を立てることのできるよう支援する役割が社会に求められるのである。

社会が行うことが期待されていることの第一は、資源の社会的及び時間的な最適配分である。すなわち、それは市場によって制御できない有害な外部効果の防除と望ましい外部効果の助成である。例えば、公害防止は前者であり、公共投資の適切な実行とサービスやアメニティ資源の適切な供給と保全等は後者の例である。

第二は、いろいろな意味における公正の維持と増進である。その一つは、個人の責任を超えた不測の事態による機会の喪失や減少を防ぐことである。これは、疾病、傷害、家族における働き手の喪失、失業等に対応する社会保障の整備を意味する。

また、弱い立場に置かれやすい者の交渉能力の拡大や強力な組織として過大な競争力を持ちうる者（法人等）の交渉力の制限等が公正の条件であろう。一般に分配については、公正な分配といわれている三原則、すなわち 生存、安全、健康のような基礎的ニーズを優先的に充足させるための「ニーズに応ずる分配」の原則（必要原則）、それ以上のニーズに関しての「能力又は貢献度に応ずる分配」の原則（能力原則）及び 同一のケースは差別なく同一に扱い、機会を平等に与えるという意味での公平さないし機会の均等の原則が十分に生かされることが必要であると言われるが、社会保障の充実の主として のニーズ原則にこたえるためであり、公平な充足条件を備えることや加入度の違いによる福祉給付格差を是正することは の原則にこたえることである。

(61) 一人一人が個人として確立し、各人の自由が尊重され、分配の公正が図られることによって、社会は活力を有し、人々は自らの努力によって安定した生活基盤を確立することができ、自らの人生を切り開くことができるようになる。そ

れとともに、他人への配慮も可能になり、社会の構成員としての役割を自覚し、それを果たすことができるようになる。

（役割分担）

(62) しかし、個人の責任を超えた不条理な力からの救済、個人の努力によっては達成できない社会的な障害の除去等社会に求められる国民生活の基盤整備について、そのすべてを公的部門の役割であると解すべきではない。人々の連帯によって解決すべき問題、中間的諸集団によって担われることが適当である事項等それぞれの主体間の有機的関連を保ちつつ、役割の分担関係を人々の合意に基づいて明確にすることが必要であろう。

例えば、社会保障等基礎的なものについては公的役割が基本的に重要であろうが、人々の連帯に基づく助け合いも重視される必要がある。

人々は専ら労働の場を核とする集団である企業や職能別集団等に所属し、そこから生活上の多くの便益の提供を受けてきたが、このことは属する集団によって受ける便益に格差を生み出すとともに、人々の集団内における評価基準の一元化を生み出した。一方、こうした単一の集団への所属は、集団間の利害関係の調整を困難なものとしてきた。今後とも中間集団による個人生活の安定化機能は重要ではあるが、その弊害を除去し、社会の活力を高め、人々の連帯による協力を促進させるためには、人々の多元的な所属に基づく多くの新しい中間集団、例えば、コミュニティ活動、ボランティア活動、消費者運動等によって形成される横断的中间集団などが果たす役割も大きいと考えられる。

このような多元的集団所属に基づく多元的な活動は、人々の視野を拡大させ、利害調整の円滑化を促すとともに、公的部門にのみ負担を要求する動きを是正することになるであろう。

2 社会的意思決定システムの充実

（民主主義の活性化）

(63) 人々は、その責任と努力によって自己の生活を形成するが、既に見たように、そのためには様々な社会的援助、社会的長期的観点に立った

資源配分の調整が必要である。

このような社会的援助と社会的調整は人々の集合的な意思決定に基づいてなされるものであり、特定少数の人間の恣意に任せられて良いものではない。ほとんどの民主主義国家は、そのような社会的意思決定のために代議制を採用したが、社会の高度化、複雑化に伴い、代表者に対する委任による意思決定は人々の選好との乖離が顕著になっていると批判されている。また、社会集団間の利害調整を合理的に行うためには、現存の代議制民主主義を活性化させることが必要である。

このような批判や要請にこたえるために、近代国家の理念である代議制民主主義が本来志向した機能が現代においても十分全うされるようそれを補完し、修復するための措置が講じられることが必要である。人々は自己の意思が十分に検討された上での社会的意思決定については進んでその決定を支持するであろう。

民主主義を活性化し、社会集団間の社会的合意を形成するためには、どのような社会を選択し、どのような生活を望むかについて最大限に人々の意思を反映させることのできる社会的意思決定のシステムを充実させることが必要である。

(分権と参加)

(64) 民主主義を活性化し、社会的意思決定をより有効なものにする手段として分権と参加を推進することが求められている。

これまで、わが国は、経済成長という比較的統合されやすい目標に向って、中央集権的な対応がとられてきた。しかしこれまでのような中央集権的な権限、財源、情報等の配分構造の下では、人々の多様なニーズを調整し、充足させ、人々の生活の質の充実を図りにくい場合もある。このような事態に対処するため、財源の配分、権限の委譲、行政区画の見直し等の検討を踏まえて分権的体制を確立していくことが求められる。

(65) ナショナルミニマムや所得再分配など中央で一括して対処することが適当であるようなものは別としても、地域特性によって異なる部分については、公開と参加による地域の自治的な活

動の中でニーズの充足を行う必要性が高いと考えることができよう。

同時にそれは、住民に対してその置かれている状況や制約を目に見える形で示すことになり、いたずらに欲求の肥大化やそれによる対立を防ぐことに役立つであろう。また、参加は人々の自治の主体としての社会的自覚を高め、地域における連帯を生み出し、コミュニティ活動やボランティア活動を活性化することにもなる。

(66) しかし、参加は、代議制民主主義の補完としての役割を基本として考えるべきであり、無条件に行われてよいものではない。参加する者は自らに課せられた制約条件を認識して必要な選択を行い、かつ、決定への参加の場合には、その決定について責任を負うものであるという点も強調されるべきであろう。更に、現在指摘されているような幾つかの問題点、すなわち、参加する者が必要な情報を持っていないこと、参加がおうおうにして有識者、有力者など一部の者に限定されがちであること、多くの場合参加者は直接利害関係のあることのみへの関心しか示さないことなどの解決も参加の前提として必要なことであろう。

(総合的社会計画)

(67) 社会的意思決定システムの充実と並んで、今後求められるものは、人々の生活の各分野に関連する政策プログラムの提示である。そのプログラムは、理念、目標、手段等が時間的広がりの中で事前的、体系的に総合化された計画(総合的社会計画)の形をとることとなる。

このような計画は、多層的、外次元的なものであって、個人や様々な集団の自発性に依存する度合の強い緩やかなものであることが必要であると同時に、中央・地方等様々なレベルで作成され、それぞれの特性による選択の可能性を認める得るものであることが求められる。地方は、中央の計画の骨格を踏まえ、それぞれの独自性を加味した具体的な計画を作成し、住民に提示することとなる。

計画には、更に、社会的な面での統合(インテグレーション)を促がす役割が期待される。

それは同時に、中央と地方で何をどう分担し、

いかなる形で分権化を進めるかについての方向を示すことになる。中央には、地方がそれぞれ独自の努力で人々の生活の充実を図ることを可能にするよう支援し、全体として調和を確保する役割が求められる。

また、計画の公開による十分な意思疎通を通じて人々の合意を得ることができれば、紛争調整を経済的にのみ解決しようとしてインフレをもたらしたり、委任による決定の結果が人々の選好との間に乖離を生ずるといった事態を回避しうるのである。

(68) このような政策プログラムの事前公開と合意形成の手続きの遵守は、また人々に問題解決の可能性と優先順位及び不可能な場合の理由、負担と受益の関係等を明確化することができる。

その中で、初めて人々は公共部門に何が期待でき、自らは何をすべきかを知ることができるようになり、社会の円滑な運営に役立つことになると思われる。

(社会の活力)

(69) 以上のような分権と参加を中心とした社会的意思決定システムの充実と計画の公開と合意形成により、いわゆる公的調整は人々の意見をかなりの程度直接的に反映したものとなり調整のための時間とコストは、これが軌道に乗ればむしろ軽減することが期待される。

その場合には、円滑な調整システムを通じて

社会は活性化し、従来利害の対立により阻害される場合の多かった経済運営も効率的に行うことが可能になるであろう。

公共部門の役割と可能性の明確化はまた、個人や市場の役割や可能性をも明らかにし、その自律性と自発性を十分に生かすことになる。

(70) 以上のような形で、人々の自主的な活動を社会的に支援する方向で育て、人々の社会参加を通して新しい生活の充実を個人も社会も、政府も民間も、中央も地方もその役割の分担と協力関係の中から計画的に進めていく努力が求められるよう。既に、その芽生えはあるが、十分機能するようになるまでは、摩擦や混乱、物的・精神的負担の増加はありえようが、それを恐れずと対応を進めていく中から新しい活力がある社会が開かれるであろう。

ここでわれわれが忘れてはならないのは、国際社会における日本という認識である。世界は既に新しいシステムの形成に向かって努力を開始しようとしているが、我が国が今後形成していこうとする新しい社会システムもまたそのような国際社会の動きと符節を合わせたものであることが求められるよう。そのような国際的視野に立った新しいシステムの形成への努力は、わが国のみならず国際社会において重要な意味を持つこととなる。

おわりに

以上みてきたように21世紀は産業化を一層推し進めようとする産業主義の傾向と、それに抵抗しようとする抗産業主義の傾向とが併存、拮抗する時代となり、これまで経済発展一辺倒で進んで来た社会は、二つの力の均衡の上に総合化された新しい社会を求めていかなければならないことになる。

今後の社会は、豊かな物的基盤と自由な時間をもたらす産業化の成果と、産業主義を反省しつつ人間味豊かな生活を築いていこうとする人々の積極性との上に形成されていくものである。

そのような人々の志向と社会のバランスの確保は必ずしも容易ではなく、目標体系とシステムの選択

に適切さを欠くと、社会は混乱や停滞に至るおそれも生じよう。

新しい事態に対応した適切な社会システムの形成には、個人やさまざまな集団の主体的努力が求められるとともに政府は、民主主義の活性化を通じてそのような人々の主体的努力を生かし、新しい人間味あふれた社会の形成にふさわしい長期的、総合的な政策体系の検討を行わなければならない。ここで提示した21世紀の社会と国民生活の実現に向かってその道程と手段を示していくことが今後の課題である。